



2023 MFJ 全日本ロードレース選手権シリーズ 第2戦
NGK スパークプラグ 鈴鹿 2&4 レース

特別規則書

SUPPLEMENTARY REGULATION



SUZUKA CIRCUIT

公 示

本競技会は一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)公認のもとに国際スポーツ憲章・FIM 競技規則に基づいた、2023 年 MFJ 国内競技規則ならびに本競技会大会特別規則に基づいて開催される。

第 1 条 競技会の名称

2023 MFJ 全日本ロードレース選手権シリーズ 第 2 戦 NGK スパークプラグ 鈴鹿 2&4 レース

第 2 条 主催者

ホンダモビリティランド株式会社

〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町 7992

TEL: 059-378-3405 / FAX: 059-378-3625

<http://www.mobilityland.co.jp/>

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)

〒104-0045 東京都中央区築地 3-11-6 築地スクエアビル 10F

TEL: 03-5565-0900 / FAX: 03-5565-0907

<http://www.mfj.or.jp/>

第 3 条 開催場所

鈴鹿サーキット レーシングコース

〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町 7992 TEL059-378-3405

フルコース : 5.821km

第 4 条 大会組織委員会

組織委員長

上甲 哲洋

組織委員

隠岐 直廣

組織委員

小田 栄次郎

組織委員

藤岡 良一

組織委員

宮澤 謙作

第 5 条 大会審査委員会

大会審査委員会については、大会公式プログラムにて公示する。

第 6 条 大会競技役員

大会競技役員については、大会公式プログラムにて公示する。

第 7 条 参加者資格

- ① 2023 年度に有効な MFJ ロードレース国際ライセンス所持者。
- ② 当該大会に有効な FIM 競技ライセンス所持者(上記①に該当しない者)。

第 8 条 開催種目・日程・周回数

	開催日	開催種目		参加申込期間
第 2 戦	4 月 20 日(木)	特別スポーツ走行 (任意)		3 月 14 日(火) ～ 3 月 23 日(木)
	4 月 21 日(金)	ART 走行 (任意)		
	4 月 22 日(土)	公式予選	JSB1000 Race1 14 周	
	4 月 23 日(日)	JSB1000 Race2 16 周		

※悪天候によりレース周回数を 2 周減算する場合がある。その場合、各レースのサイティングラップ開始時までに表示される。

第 9 条 参加申し込み

9-1 参加申込先

〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町 7992
鈴鹿サーキット SMSC 事務局
TEL : 059-378-3405 / FAX : 059-378-3625

9-2 参加申し込み期間は、第 8 条に記す通りとする。

9-3 参加申し込みは、モタスポ.net より必要事項を入力の上、参加料決済を行い、申し込み締切日までに申込を完了しなければならない。

申し込み URL : <https://www.ms-event.net/szkweb>

申し込み QR コード :



9-4 書面・電話・FAX による申し込みは受け付けない。

9-5 18 歳未満のライダーは参加申込書の誓約書(承諾書)に保護者の署名と実印の捺印とその印鑑証明書(3ヶ月以内に取得したもの)を必要とする。上記の書類を選手受付までに完全に提示でないものはいかなる理由があろうと競技に参加することはできない。

9-6 参加を拒否された申込者には、返却手数料 ¥ 5,500 を差し引いた金額が返還される。

9-7 参加者向けダウンロードページ :

<http://apps.mobilityland.co.jp/info/download/A9TLqt>



QR コード→

第 10 条 参加料

クラス	料金(税込み)
JSB1000	1 大会参加料 : ¥ 45,100

第 11 条 もてぎ・鈴鹿共済会 (以下MS共済会)

11-1 鈴鹿サーキットにおいてスポーツ走行及び競技に参加出場するライダー及びピットクルーは、MS 共済会に加入しなければならない。

11-2 MS 共済会は年間加入または暫定加入とする。

- ①年間加入は SMSC 会員、もしくは TRMC-S 会員として登録され、所定の共済会会費を納めた者のみとする。
② 暫定加入は当該大会 (特別スポーツ走行、ART 走行、予選、決勝) のみ有効とする。
暫定加入時の共済会会費は、参加受付時に支払うものとする。

加入者	料金(1 名につき)
ライダー	¥7,000
ピットクルー	¥500

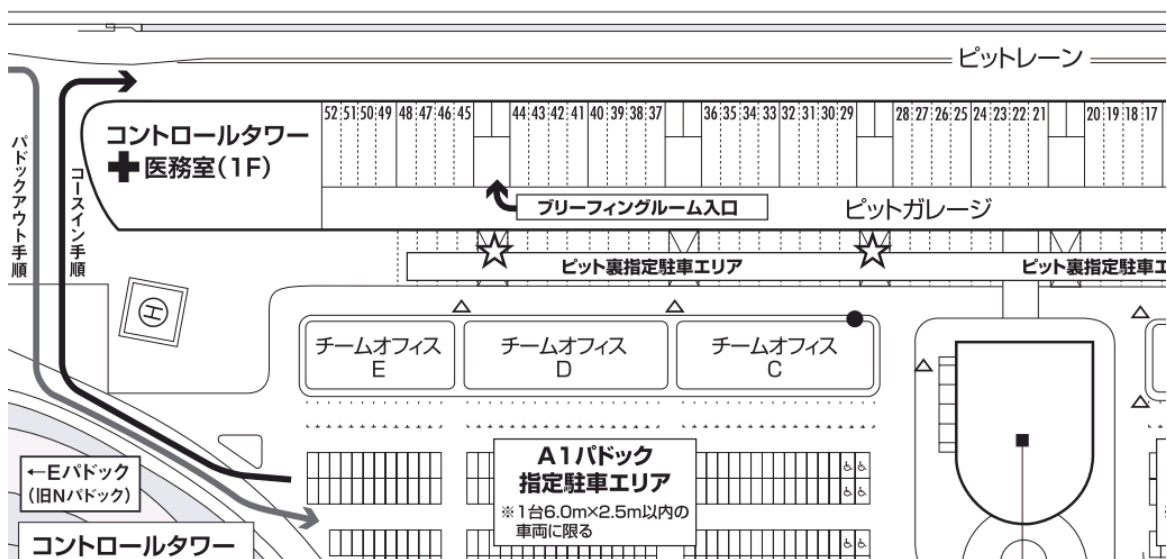
第 12 条 身分証(クレデンシャル)と通行証

- 12-1 参加申込が受理されたスポット参戦者には、指定登録されたライダー・ピットクルーのクレデンシャルが郵送され、4月19日(水)午前より有効となる。
- 12-2 参加者の移動用車両は、大会事務局もしくはART事務局が交付する通行証を提示していなければ、4月19日(水)よりパドックへの通行ができない。
- 12-3 パドック及び鈴鹿サーキット内における通行、駐車、行動の指示は公式通知と案内標識によって示され、参加者はこの指示に従わなければならない。
- 12-4 交付されるクレデンシャルや通行証は他に貸与・転用してはならない。ART事務局が発行する年間パスでも、当大会に参戦しないチームのパスは使用できない。パスの不正利用があった場合、その該当ライダーとピットクルーに罰則が科せられる。
- 12-5 クレデンシャル、通行証を紛失又は破損した場合、大会事務局に手続きを取り、再交付を受けること。但し、1件につき再交付手数料 ¥ 8,500(税込)を必要とする。

第 13 条 ピット・パドックの使用

- 13-1 大会期間中のピット・パドック内整備エリアは、原則としてART事務局によって割り当てられる。
- 13-2 大会期間中、13-1により割り当てられたピット・パドック内整備エリアは変更することができない。但し、参加者相互で交換・変更する時は、互いに了承した上で大会事務局に申請し、やむを得ない事由と認められた場合は変更できる場合がある。
- 13-3 ピット内で火気は絶対に取り扱わないこと。違反者には罰則を科す場合がある。また使用後は清掃すること。
- 13-4 ピットの鍵を借りる時には使用するピットの代表者が借りること。貸し出しは4月19日(水)からSMSC事務所に開始する。使用後は責任を持って速やかに返却すること
- 13-5 ピット内での燃料取り扱いについてはチームの責任において十分注意すること。
- 13-6 パドック内における移動時は、歩行者を優先とし、十分に安全に配慮すること。
- 13-7 コース外周路へは徒歩のみの移動とし、車両、オートバイ、自転車などの乗り入れは禁止される。
- 13-8 パドック内で整備テントを使用するチームのコースイン手順とパドックアウト手順は下図の通りとする。
- 13-9 パドック内で整備テントを使用するチームは、公式予選、決勝レースで使用するピット前作業エリアを公式予選開始前までに大会事務局へ申請しなければならない。また、走行時間中に整備テントにオフィシャルの許可無く戻った場合、公式予選中ではそれ以後の出走が認められず、決勝レース中はリタイヤとみなされる。但し、天候の急変などによりタイヤを交換する必要があるなど、やむを得ない場合はオフィシャルの了解のもと、整備テントに戻ることができる。
※A1パドックへは以下の通り、医務室横コースインゲートを通過し、歩行者などへ注意し、テントエリアへ移動すること。

コース



第 14 条 選手受付

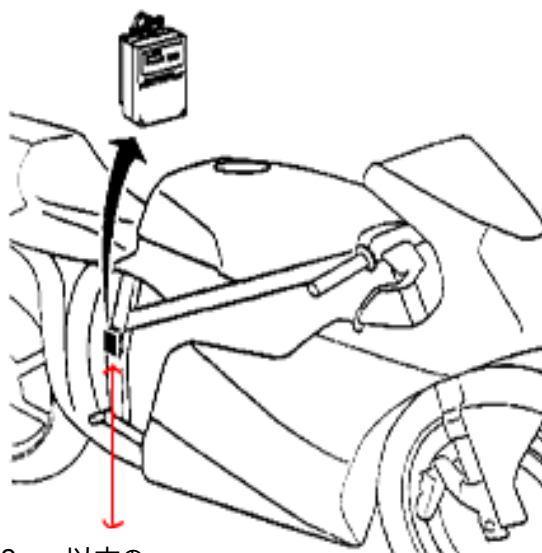
- 14-1 選手受付時に下記の書類を提示もしくは提出しなければならない。
- ① ART エントラントライセンス(年間エントリーのみ)
 - ② メディカルパスポート (持参すること)
 - ③ 参加受理書
 - ④ 車両仕様書(スポットエントリーのみ)
 - ⑤ MS 共済会暫定加入申込書(SMSC/TRMC-S 非会員のみ)
 - ⑥ その他、主催者が指示する書類
- ※MFJ ライセンス、TRMC S/SMSC ライセンスは、大会事務局で事前確認し、簡素化する。ただし、事前確認ができない者については提示を求める場合がある。この場合は参加受付に持参すること。
- 14-2 登録したピットクルーの変更には 1,100 円 (税込) の変更料が必要となる。

第 15 条 参加競技車両

- JSB1000
2023 年 MFJ 国内競技規則に合致した競技車両でなければならない。

第 16 条 自動計測装置 (トランスポンダー)

- 16-1 全ての参加者は主催者が用意する公式計時結果用トランスポンダー、または MYLAPS 製マイボンダーを公式車検時までに装着し、**ART 走行**、公式予選、決勝レースを通じて装着していなければならない。
- 16-2 マイボンダーを車両に装着している場合、参加受付時にその ID 番号とともに申請することにより、その使用が認められる。
- 16-3 参加者は、使用するマイボンダーが走行中常に計測できる状態に機能させる責任を負う。マイボンダーに不具合が生じた場合、主催者の用意する公式計時結果用トランスポンダーを取り付けなければ参加が認められない。
- 16-4 マイボンダーは他の参加者と共有することはできない。
- 16-5 貸し出し用トランスポンダーの返却は、正式結果発表後 1 時間以内とする (予選不通過競技車両は当該予選結果発表後 1 時間以内とする)。万一破損・紛失した場合、1 個につき¥66,000(税込)が主催者より請求される。
- 16-6 取り付け方法及び場所について
- ① トランスポンダー、ホルダーは指定の場所に結束バンド等で確実に固定すること。
 - ② 下図に示す取り付け位置、方向を厳守すること。取り付け場所はフレームピボット部分に路面から 60cm 以内の高さへ取り付けを行うこと。
- 16-7 主催者が用意する公式計時結果用トランスポンダーとマイボンダーを同時に取り付けての使用は禁止する。



路面から 60cm 以内の
高さに取り付けてください

第 17 条 燃料規定

- 17-1 燃料は 2023 年 MFJ 国内競技規則付則 5-25 JSB1000 クラス ワンメイク燃料特別規則に記載される指定の燃料を使用しなければならない。
燃料の配布場所、配布方法等の詳細は、別途公式通知にて公示する。

第 18 条 公式車両検査

- 18-1 参加競技車両の公式車検は公式通知に示された時間並びに場所にて行う。
- 18-2 公式車検簡素化対象者は、各ピットにてガソリン購入証明を準備し、アンダーカウルを外した状態で待機すること。また、それ以外の参加者は車検場に受付完了印のある車両仕様書を持参し、アンダーカウルを外した状態で車両を持ち込み、外したアンダーカウルも持参しなければならない。
- 18-3 ライダーが競技中に着用しなければならないものとして公式車両検査の際、車検委員によって点検を受けるものは次の通りである。但し、年間参戦者は訪問車検時に下記①～③までの装備品のみ現物確認を行う。
- ① ヘルメット
 - ② 脊柱プロテクション ※CE 規格「EN1621-2 (Level1 または Level2)」適合品のみ
 - ③ チェストガード ※CE 規格「EN1621-3 (Level1 または Level2)」適合品のみ
 - ④ ブーツ
 - ⑤ グローブ
 - ⑥ レーシングスーツ
 - ⑦ ヘルメットリムーバーシステム
 - ⑧ エアバッグ機能付きウェア(着用者のみ、満 18 歳以下の参加者は義務)
- 18-4 **ヘルメットおよび装備品は、公式予選、決勝レースを通じて公式車両検査に合格したものを使用しなければならない。**
また公式車両検査以前の練習走行においても、公認された適切なものを使用すること。
車両検査には複数の装備を持ち込み、確認を得ることができる。
- 18-5 **音量測定**
- ① **公式車両検査時、スポット参戦者のみ音量測定を実施するが、サイレンサーへのペイントマーキングは行わない。**
 - ② **予選等においてサイレンサーを破損した場合、参加者の判断でサイレンサーの交換は可能である。ただし、交換するサイレンサーは音量が規定値を下回っているものを使用すること。**
 - ③ **本音量測定は、当該大会の公式車両検査に合格したことを明確にするための目的であり、走行終了後の音量を保証するものではない。**
 - ④ **2023 年 MFJ 国内競技規則に従い、公式車両検査時にスベアサイレンサーの音量測定が可能である。**
 - ⑤ **任意の音量測定を希望する年間参戦者はタイムテーブルで指定された時間に車検場にて計測を実施する。また規定数以上のスベアサイレンサーの測定も本時間帯にて計測を可能とする。但し、ペイントマーキングは行わない。**
 - ⑥ **⑤の時間帯で計測された音量は、これ以降規定値を下回っていることを保証するものではない。上記指定時間以降の音量測定を希望する場合は、大会事務局宛に時間外車検申請を行い、規定の手数料を支払うこと。**
時間外車検手数料 3,300 円/1 件 (音量の場合、1 台分につき)
- 18-6 自動ラップ計時デバイス (P LAP 等) を使用する場合は、車両に取り付けた状態で車検を受けること。
- 18-7 雨天時の車検について
雨天時には正確な音量を計測することができないため、今大会においては、計測時に降雨が確認された場合に限り音量計測は実施しない。

第 19 条 タイヤマーキング

- 19-1 タイヤマーキングは、「転写ステッカー貼り付け方式」の管理方法とする。マーキングステッカー(以下、ステッカーと呼ぶ)の仕様は地色と数字の組み合わせで作成されたステッカーを前後のタイヤそれぞれに貼り付けることによってタイヤ管理が行われる。
- 19-2 ステッカーは選手受付にて配布される。
- 19-3 配布されたステッカーは、エントラント自身が責任を持って前後タイヤの片側(進行方向に対し右側のサイドウォール)に 1 枚ずつ貼り付けなければならない。
- 19-4 ステッカーを貼り付けたタイヤの変更は認められない。
- 19-5 タイヤマーキング確認は、グリッド上または、ピットレーンにて確認される。ステッカーを貼り付けていない、または、剥がす・削るなどの不正が発覚した場合には、罰則を科す場合がある。

第 20 条 消火器準備について

各チームの責任において、いずれかの基準を満たす消火器を準備することを強く推奨する。

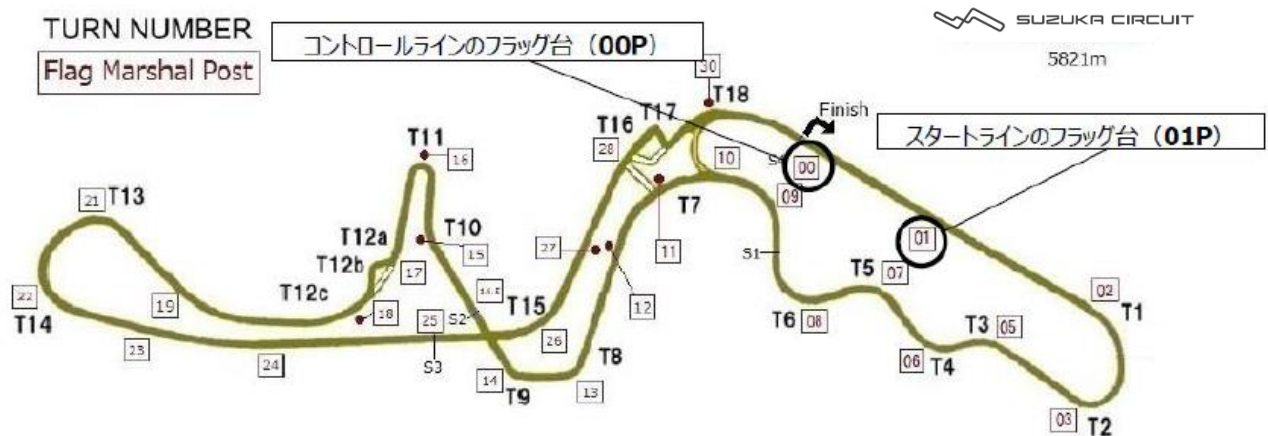
種類	内容量
ABC 粉末消火器	3 k g 以上
中性強化液消火器	6.0 リットル以上
二酸化炭素消火器	4.6kg 以上

準備数：エントリー1 台につき最低 1 つ、ストップ機能付きのもの準備することが望ましい。

有効期限：消火器本体および消火剤の有効期限が切れていないか確認すること。

第 21 条 フラッグ・ポスト

予選・決勝日のフラッグ・ポストは、29 箇所設置する。

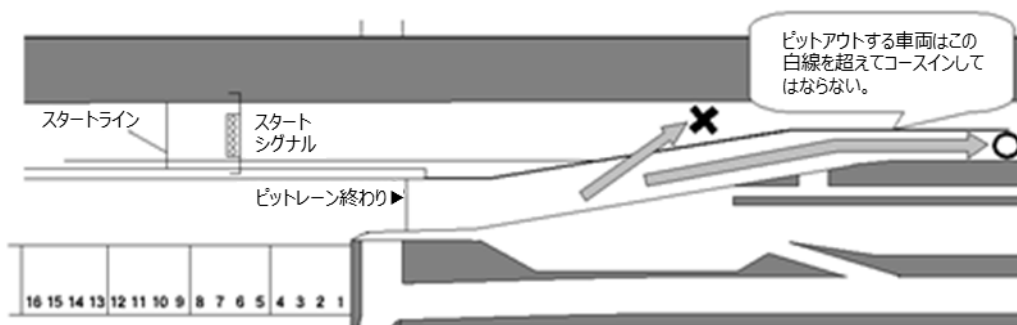


第 22 条 ピットレーン（ピットアウトおよびピットイン）

22-1 ピットアウト（コースイン）について

ピット出口から第 1 コーナーにかけて引かれているライン(白線)は以下の通り運用を行う。

- ① ピットレーンよりトラックに合流する競技車両は、白線を越えて走行してはならない。
- ② このラインはトラック上を走行中の競技車両を制限するものではない。



22-2 ピットアウトしようとする競技車両は、ピットレーンにおいては、先にピット走行レーンを走行している競技車両に優先権があることを承知していなければならない。

22-3 全ての競技車両はピットに戻る際、ピットイン専用路を走行しなければならない。正規のピットイン専用路を使用せずピットインした場合、罰則の対象とする。但し、本大会では決勝レースを除き、東ショートカットを使用してのピットインが認められる。

22-4 ピットボックス前の部分（ピットレーン）は次の 3 つに区分される。

① ピット走行レーン

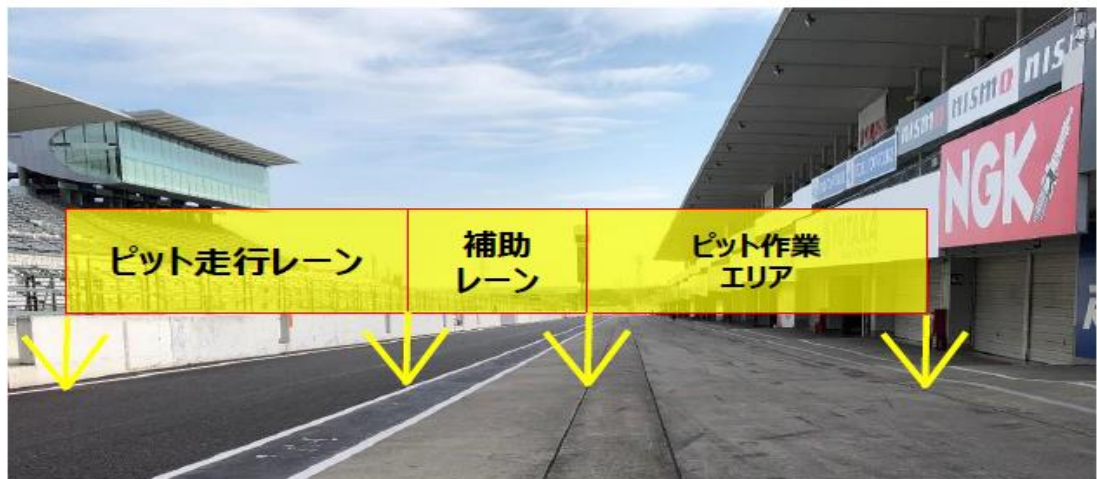
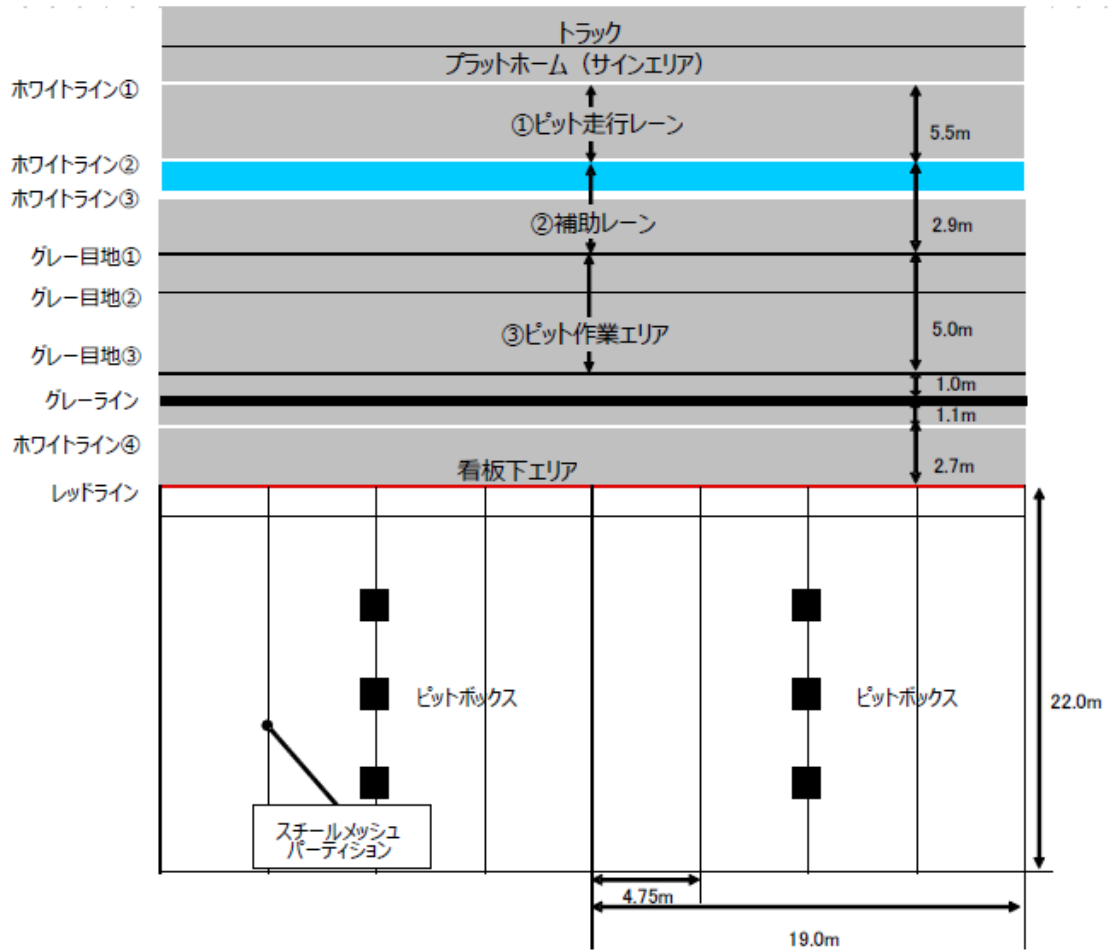
シグナリング・プラットホームとホワイトライン②の間の部分。ピットインおよびピットアウト専用の区域

② 補助レーン

ホワイトライン②とグレー目地①の間の部分。ピット走行レーンからピット作業エリアへ移動する時(あるいはその逆)に通過する区域。

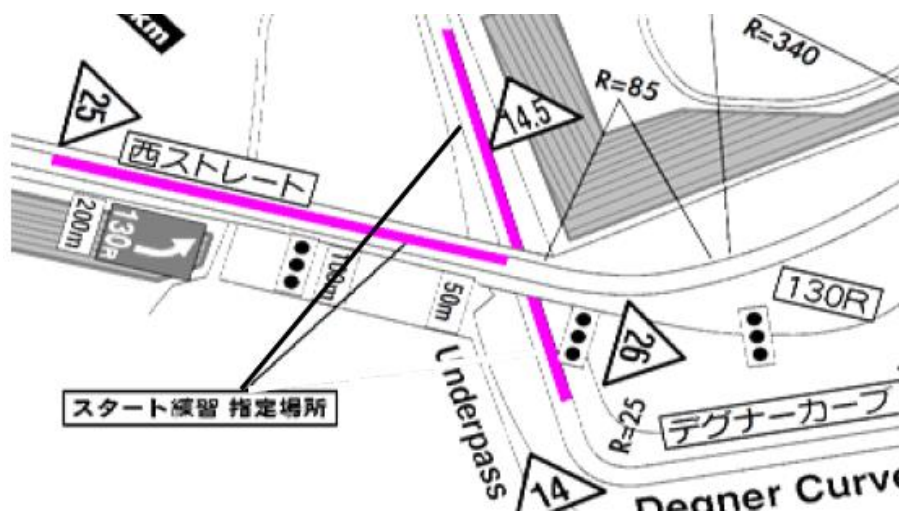
③ ピット作業エリア

グレー目地①とグレー目地③までの部分。ピット作業のための部分であり、車両停車を行う区域。



第 23 条 スタート練習について

- 23-1 特別スポーツ走行・ART 合同走行・公式予選・ウォームアップ走行・決勝レースにおけるサイティングラップ中にピットレーン出口からコースに入るまでの部分でスタート練習を行うことができる。
- 23-2 チェッカー提示後も 23-1 と同区間でスタート練習を行うことができるが、チェッカー提示前までにピットレーン出口にスタート練習のために待機していたライダーに限る。
- 23-3 チェッカーを受けた後、下図の場所にてスタート練習を行うことができる。下図の場所ではスタート練習を行なっているライダーがいる場合があるので、通過するライダーは十分注意すること。



第 24 条 公式予選

- 24-1 公式予選の義務周回数は定めない。
- 24-2 公式予選、決勝レース出走台数は 2023 年 MFJ 国内競技規則付則 5-6 に則る。
- 24-3 予選方式は 2023 年 MFJ 国内競技規則付則 4-15 公式予選および、2023 年 MFJ 国内競技規則付則 5 全日本ロードレース選手権大会特別規則に基づく。
- 24-4 **グリッド決定方法は、2023 年 MFJ 国内競技規則付則 4-15-2-4 に基づく。**
- 24-5 ウェイティングの嘆願書提出は公式予選暫定結果表発表後、30 分以内とする。しかし次の時間内にリタイヤがない場合、出走は不可となる。RACE-1 は予選走行終了後（複数組での予選の場合、最終組の予選走行終了後）1 時間、RACE-2 は 4/23（日）朝のウォームアップ走行後 1 時間とする。
またシード権行使の申請書は、RACE-1、RACE-2 の各暫定予選結果表発表後 30 分以内とする。
- 24-6 大会審査委員会による正式グリッド発表後は、一切の繰上げ出場は認められない。

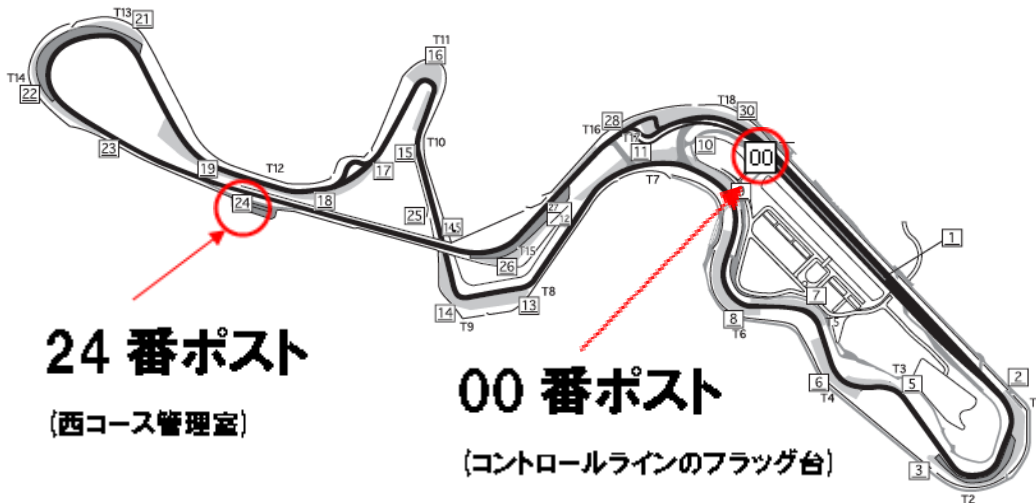
第 25 条 スタート

- 25-1 スターティンググリッド
①最前列は 3 台とし、以下各列同数で配列される。
②ポールポジションは左側とする。
③階段状グリッドを使用するものとする。
- 25-2 決勝レースのスタート方法はクラッチスタートとする。
- 25-3 スタート合図はレッドライト消灯によって行われる。
- 25-4 スタート進行の詳細は公式通知またはライダーズブリーフィングにて通達される。
- 25-5 スタート進行は天候を含む大会開催状況により省略・変更される場合がある。
(省略・変更の際は公式通知・ブリーフィング・場内放送等で案内される。)
- 25-6 2023 年 MFJ 国内競技規則 付則 5 17 スターティンググリッドおよびスタート方法 17-2-10-4-1-2 に基づき、**ピットレーン出口グリーンライト点灯時間は 10 秒間** とする。
- 25-7 スタート時スタートデイレイドの原因となったライダーが再スタート可能な場合は、**2023 年 MFJ 国内競技規則付則 5-17-2-12 に基づく。**

第 26 条 ペナルティボードの提示場所

2023 年 MFJ 国内競技規則 付則 4 18-2-1-2 に基づき、ペナルティボード提示場所を下記に示す。

- ①00 番ポスト (コントロールラインのフラッグ台)
- ②24 番ポスト (西コース管理室)



24 番ポスト

(西コース管理室)

00 番ポスト

(コントロールラインのフラッグ台)

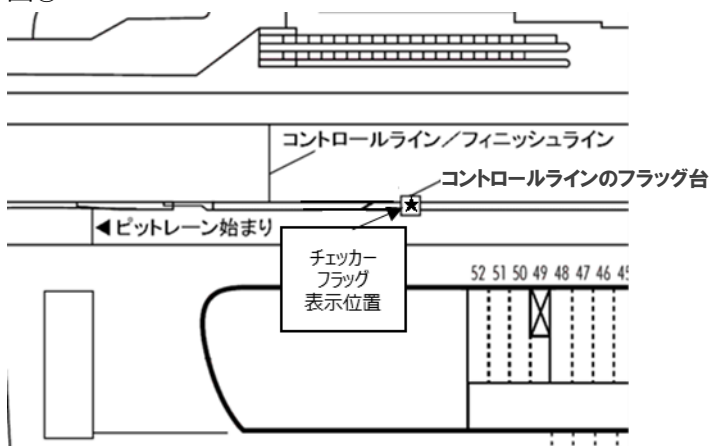
第 27 条 レースの一時中立化

- 27-1 決勝レース中、競技監督の決定によりレースを一時中立化するためにセーフティーカーを使用する場合がある。詳細な手順については以下の内容を除き、2023 年 MFJ 国内競技規則付則 4 23-2 に基づく。
- 27-2 セーフティーカーは次の場所からコースインする。
 - ・決勝レース 1 周目 : 西コース管理室(バックストレート付近)
 - ・決勝レース 2 周目以降 : 第 1 コーナー手前
- 27-3 2023 年 MFJ 国内競技規則 付則 4 23 レースの一時停止 23-2-2 セーフティーカー導入中のピットイン・ピットアウト(9)に基づき、セーフティーカー導入中、ピットアウトする場合のピットレーン出口グリーンライト点灯時間は 10 秒間とする。
- 27-4 競技監督が次のコントロールラインからのレース再開を決定したら、セーフティーカーは T13~T14(スプーンカーブ)でオレンジライトを消灯し、その周で T18(最終コーナー)右側にある 4 輪ピットインロードを使用しピットインする。
- 27-5 競技再開はシグナルブリッジにグリーンライトが点灯されることで合図され、同時にコントロールラインのフラッグ台にてグリーンフラッグが振動表示される。ただし、各競技車両はコントロールラインを通過するまでは追い越しは厳禁とする。
- 27-6 2023 年 MFJ 国内競技規則 付則 4 23 レースの一時停止 23-2-2 競技再開手順(5)に基づき、競技再開時にピットアウトする場合、競技を再開した先頭車両がピット出口横を通過した **15 秒後** に、ピットレーン出口にてグリーンライトを点灯する。
- 27-7 **4 月 21 日(金)午後の ART 走行にてレース中立化状態の練習を行う。セーフティーカーが 1 台コース上に介入し、走行を中立状態にする。走行中のライダーは特に注意し、ルールに従い行動すること。**
※詳細は INFORMATION にて通達する。

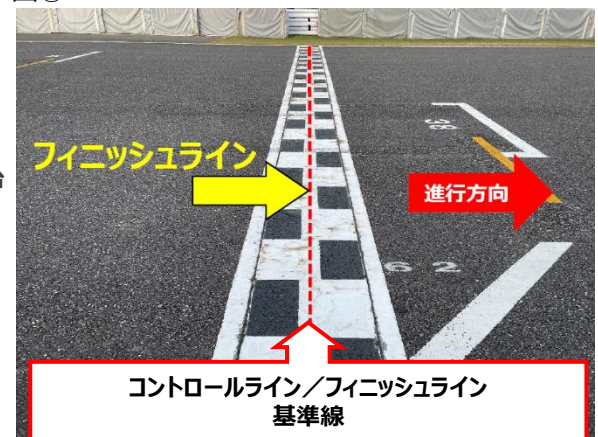
第 28 条 チェッカーフラッグ提示位置・フィニッシュラインについて

- 28-1 チェッカーフラッグは、下記図①に示す位置で表示される。
- 28-2 鈴鹿サーキット レーシングコースにおけるコントロールライン/フィニッシュラインは、下記図②に示す基準線とする。

図①



図②



第 29 条 レース終了

- 29-1 トップが各クラスに定められた周回数を終了した時点でトップ走者にチェッカーフラッグが振られる。但し、セーフティーカー介入中に規定周回数に達した場合は、セーフティーカーを先頭とみなしてチェッカーフラッグが提示される。
- 29-2 各レースの終了は、チェッカーフラッグによりトップ走者がゴールしたのち 5 分を経過した時である。

第 30 条 決勝終了後のフラッグ渡しについて

- 30-1 チェッカーフラッグ提示後に、競技役員の許可なくチーム関係者（ピットクルー含む）がコース上に出ることは安全上禁止する。
- 30-2 ライダーにフラッグを渡す場合は、事前に大会事務局へ申請し許可を受けること。ライダーへのフラッグ渡しは事務局が指定する場所 T3(5 番ポスト)でオフィシャルが行うものとする。

第 31 条 記者会見

- 31-1 公式予選 1 位、及び各クラス決勝レース 1～3 位の上位入賞者は、記者会見に出席しなければならない。
- 31-2 記者会見はそれぞれ、公式予選終了後、暫定表彰式終了後にコントロールタワー2F プリーフィングルームにて行われる。

第 32 条 参加者の遵守事項

- 32-1 全ての参加者は競技会期間中、競技役員の手指示に従わなければならない。
- 32-2 許された場所以外での喫煙は厳禁とする。
- 32-3 参加者は主催者や大会後援者、大会審査委員会及びレース参加者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 32-4 参加代表者は自身の行動はもちろん、自チームのライダー、ピット要員、ゲストなど全員の行動について責任を持たなければならない。
- 32-5 全ての参加者はスポーツマンシップに則り行動しなければならない。
- 32-6 大会事務局の許可なく、ピットの占有、パドックの場所取り(ガムテープ、タイヤ、ロープ等)をしてはならない。許可の無いものについては、全て撤去する。
- 32-7 競技会期間中ならびにスポーツ走行において、産業廃棄物(タイヤ、バッテリー、カウル等)の不法投棄は禁止する。競技会終了、ならびにスポーツ走行終了後は必ず、各自・各チームの責任において処分すること。なお違反した場合は、当該チーム・ライダーに対して罰則を科す場合がある。
- 32-8 会場内での不必要なエンジンの空吹き、急発進、ブレーキテストなどを含む暴走行為を行ってはならない。
- 32-9 参加するライダーは、公式通知にて指定されたプリーフィングに必ず参加しなければならない。事前に連絡無く欠席した場合、一切の走行が認められない。
- 32-10 **コミュニケーションツール「WowTalk(ワウトーク)」**を利用したレース情報の発信について
- ① 発信する内容：公式通知発行、リザルト、呼び出し等
 - ② 発信元：MFJ/ART/主催者のいずれかより発信される。返信は不可とする。
 - ③ 情報発信に齟齬、矛盾があった場合の判断方法 大会公式掲示板および公式リザルト掲示板の情報を正とする。
- 32-11 カメラ搭載に関する誓約事項
- 競技車両へカメラを搭載する場合には、以下の内容を誓約することが出来る者のみカメラ 搭載を許可される。
- ・撮影した映像音声を以下①～⑤の目的・内容で使用しないこと。
 - ①個人の私的利用の範囲を超え、営利目的の使用
 - ②広告宣伝活動等
 - ③レース競技判定等
 - ④撮影した動画・画像を用いて、他の競技者を批判する行為
 - ⑤動画共有サイトや SNS(YouTube、Facebook 等)への掲載**およびライブ配信。**
- ・車載カメラを競技車両に固定し、落下防止のワイヤリングを施した状態で車検を受けること。車検員から取付方法の修正指示された場合は 指示に従い修正すること。修正指示に従えない場合は、車載カメラを取り外すこと。
 - ・車両回収及び車両撤去時において、万が一車載カメラが破損、また紛失した際も、その当事者や主催者は一切の損害賠償責任は問わない。
 - ・上記の誓約に違反した場合は、主催者の課す罰則等に従うこと。

第 33 条 負傷時の医務室受診義務

33-1 事故により負傷した際は、必ず鈴鹿サーキット内メディカルセンターにて診断を受けなければならない。受診していない場合、もてぎ・鈴鹿共済会及び、スポーツ安全保険の適用から除外される場合がある。

33-2 以下の病院を鈴鹿サーキット指定病院とする。

① 第 1 受入病院

病院名 鈴鹿中央総合病院 院長:森 拓也
住所 鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
電話番号 059-382-1311
専門科目 一般外科・整形外科・脳神経外科・麻酔科 他
陸路所要時間 10 分

② 第 2 受入病院

病院名 鈴鹿回生病院 院長:加藤 公
住所 鈴鹿市国府町 112-1
電話番号 059-375-1212
専門科目 一般外科・整形外科・脳神経外科・心臓血管外科・麻酔科 他
陸路所要時間 10 分

③ 第 3 受入病院

病院名 三重県立総合医療センター 院長:新保 秀人
住所 四日市市大字日永 5450-132
電話番号 059-345-2321
専門科目 一般外科・整形外科・脳神経外科・心臓血管外科・麻酔科・救命救急センター 他
陸路所要時間 25 分

第 34 条 MFJ 国内競技規則の補足

34-1 本特別規則の発行以前に、2023 年 MFJ 国内競技規則に変更、訂正、追加及び解説が行なわれた場合、即時適用とする

34-2 本特別規則の発行後、2023 年 MFJ 国内競技規則に変更、訂正、追加、及び解説が行なわれた場合、公式通知にて公示する。

第 35 条 賞および得点

35-1 賞金は次のように設定する。下記の金額は全て税込み金額となる。

順位	第 2 戦	
	JSB1000	
	Race 1	Race2
1 位	36 万円	36 万円
2 位	25 万円	25 万円
3 位	16 万円	16 万円
4 位	11 万円	11 万円
5 位	9 万円	9 万円
6 位	7 万円	7 万円
7 位	5 万円	5 万円
8 位	4.5 万円	4.5 万円
9 位	4 万円	4 万円
10 位	3.5 万円	3.5 万円
11 位	3 万円	3 万円
12 位	2.5 万円	2.5 万円
13 位	2 万円	2 万円
14 位	1.5 万円	1.5 万円
15 位	1 万円	1 万円
PP 賞※1	5 万円	5 万円
LAP 賞※2	総額 10 万円	総額 10 万円

※1 ポールポジション賞（PP 賞）は、各決勝グリッド最上位のものに授与する。

※2 LAP 賞は、決勝レースで各周回をトップでコントロールラインを通過したライダーにそれぞれ授与する。
1 周あたりの金額は、以下の通りとする。

	Race1	Race2
第 2 戦	7,142 円	6,250 円

35-2 エントリー台数による賞金基準は下記表の通りとする。

エントリー台数による賞金基準	
JSB1000	
40 台以上	15 位
30～39 台	12 位
25～29 台	10 位
20～24 台	8 位
15～19 台	6 位
11～14 台	4 位
6～10 台	3 位
5 台以下	1 位

第 36 条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- 36-1 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒むことができる。
- 36-2 チーム名が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への記載の拒否または変更を命じることができる。
- 36-3 競技監督及び医師団長が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を求め、健康上の理由により競技出場の可否を最終的に決定することができる。
- 36-4 ゼッケンナンバー、ピット、パドックの割り当て等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 36-5 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの登録または変更について許可することができる。
- 36-6 すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。
- 36-7 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。
- 36-8 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、大会審査委員会の了承を得てレースの延期、中止、取り止め、及びレース距離の短縮、コースの変更等を決定することができる。

第 37 条 大会役員の責任

参加者、ライダーおよびピットクルーは大会役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち、大会役員は職務に最善を尽くすことは勿論であるが、万が一その行為によって起きた参加者、ライダー、ピット要員、および競技車両の損害に対して大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

第 38 条 本規則の解釈

本規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈について疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第 39 条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって示される。公式通知は、以下のいずれかの方法によって参加者に通告される。

- ①大会参加者の住所に郵送される。
- ②メールや SNS(鈴鹿サーキット公式 Facebook、twitter)にて公示される。
- ③大会事務局にて配布される。
- ④WEB 公式掲示板に掲出される。
- ⑤コミュニケーションツール「WowTalk(ワウトーク)」を経由し、通知される。
- ⑥ライダーズブリーフィングで配布される。
- ⑦緊急の場合は場内放送または、モニター下部のテロップで伝達される。

※情報発信に齟齬、矛盾があった場合の判断方法は、大会公式掲示板および公式リザルト掲示板の情報を正とする。

第 40 条 本規則の施行

本規則は全日本ロードレース選手権シリーズ 第 2 戦における全てのレースに適用されるもので、当該大会の参加申し込み受付開始と同時に有効となる。

2023 年 3 月 14 日 大会事務局

もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故(以下『事故』という)によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その全額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下のまたは他のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術の場合:20倍・外来で受けた手術の場合:5倍)を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限ります。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処置、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または手動的な整復術・整復固定術および接合術、植骨手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、挿入等の処置を施すものにかぎります。	入院中の手術の場合 100,000円 外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

※一被保険者様あたりのお支払総額が上記の金額が上限となっており、重複してお支払いすることはありません。

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動(テロ行為を除きます。)などによる事故。
- ・頭部症候群(いわゆる『もちうち症』)または腰痛で医学的他覚症状のないもの など
に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

2. 保険金ご請求のお手続き

- (1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。
(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)
- (2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 個人情報の取扱いについて

- もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。
なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。
- もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱いにご同意ください。

ご契約、事故に関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社ホンダスタッフィングサービス
〒510-0201 三重県鈴鹿市稲生町7992
TEL:059-370-0247(営業時間平日9:00~18:00)
FAX:059-370-0248

ご契約に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 三重支店 四日市法人支社
TEL:059-353-6557 FAX:059-351-5417(営業時間平日9:00~17:00)

事故に関するお問合せ先

- ・『モビリティリゾートもてぎ』での事故
損害保険ジャパン(株) 関東保険金サービス部 栃木保険金サービス課
TEL:028-627-8195 FAX:028-624-5738(営業時間平日9:00~17:00)
- ・『鈴鹿サーキット』での事故
損害保険ジャパン(株) 中部保険金サービス部 愛知火災新種保険金サービス第一課
TEL:052-953-3911 FAX:052-953-3691(営業時間平日9:00~17:00)